

山梨県四川省青少年交流事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、山梨県と四川省の友好関係の持続的な発展に寄与するため、山梨県四川省青少年交流事業に参加する者の渡航に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 県内に所在地を有する高等学校に山梨県四川省青少年交流事業の実施期間中在籍している生徒
- (2) 山梨県四川省青少年交流事業への参加が決定していること

(補助対象経費及び補助金の限度額)

第3条 補助対象経費及び補助金の限度額は別表に掲げるとおりとする。

(交付申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助対象者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 山梨県四川省青少年交流事業の参加決定通知の写し
- (2) 経費内訳書
- (3) 世帯全員の課税証明書（市町村民税所得割額が非課税である世帯の場合）

(交付決定の通知)

第5条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第6条による補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更承認申請書（様式第3号－1）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 第5条の規定により補助金の交付決定を受けた後、山梨県四川省青少年交流事業への参加を辞退する場合は辞退承認申請書（様式第3号－2）を提出し、当該補助金の辞退について知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

(補助金の交付の条件等に違反した場合の措置)

第7条 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

2 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

3 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

4 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して一箇月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）に、山梨県四川省青少年交流事業で定められた実施報告書類一式を添え、知事に提出しなければならない。

(額の確定)

第9条 知事は、前条の報告を受けた場合は、報告書等の内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第5号）により補助対象者に通知するものとする。

(交付方法)

第10条 補助金は精算払とする。ただし、知事が、必要があると認める場合には、補助対象者に対し、概算払により交付することができる。

2 補助対象者は、前項ただし書きの規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(書類の保存)

第11条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整理保存しておかななければならない。

附 則

この要綱は、令和6年10月21日から施行する。

別表（第3条関係）

補助事業	補助対象経費	補助金の 限度額	軽微な変更
山梨県四川省青少年交流事業	1 旅費（国際航空運賃、空港税、燃油サーチャージ、出国手続諸費用等） 2 役務費（海外傷害保険料等）	110千円と補助対象経費の実支出額に1/2を乗じた額とのいずれか低い金額 ただし、市町村民税所得割額が非課税である世帯については予算の範囲内で1人につき220千円と補助対象経費の実支出額とのいずれか低い金額	1 補助対象経費の各区分間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合 2 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合

※ 事業開始前に生じる費用（パスポート及び査証取得費用、事前学習での交通費等）は補助対象経費から除く。

※ 補助対象経費の区分は、1 旅費、2 役務費とする。

様式第 1 号

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者	住所
	氏名
保護者	住所
	氏名

山梨県四川省青少年交流事業補助金交付申請書

このことについて、山梨県四川省青少年交流事業補助金交付要綱第 4 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助事業名

2 交付申請額 金 円

3 派遣先国

4 派遣期間

5 添付書類

- (1) 山梨県四川省青少年交流事業の参加決定通知の写し
- (2) 経費内訳書
- (3) 世帯全員の課税証明書（市町村民税所得割額が非課税である世帯の場合）

様式第2号

国 際 第 号
令和 年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

山梨県四川省青少年交流事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった山梨県四川省青少年交流事業補助金については次のとおり交付することに決定したので、山梨県四川省青少年交流事業補助金交付要綱第5条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった補助事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金の交付決定額は、次のとおりとする。
交付決定額 金 円
- 3 補助事業の期間は、山梨県四川省青少年交流事業の実施時期と同一とする。
- 4 補助金の交付の条件
 - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
 - (2) 第5条の規定により補助金の交付決定を受けた後、山梨県四川省青少年交流事業への参加を辞退する場合は辞退承認申請書を提出し、当該補助金の辞退について知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

6 補助事業が完了した後、実績報告書に別に定める書類を添えて、山梨県四川省青少年交流事業補助金交付要綱第8条に定める期日までに知事に報告すること。

様式第3号－1

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者	住所
	氏名
保護者	住所
	氏名

山梨県四川省青少年交流事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により計画を変更したいので、山梨県四川省青少年交流事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

1 変更の理由

2 変更の内容

※ 交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載した書面を添付すること。

様式第3号－2

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者	住所
	氏名
保護者	住所
	氏名

山梨県四川省青少年交流事業補助金辞退承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により計画を辞退したいので、山梨県四川省青少年交流事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

1 辞退の理由

2 辞退の内容

様式第 4 号

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者	住所
	氏名
保護者	住所
	氏名

山梨県四川省青少年交流事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県四川省青少年交流事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 山梨県四川省青少年交流事業で定められた実施報告書類一式
- 2 その他添付書類（必要に応じて）
- 3 支払先情報（精算払の場合）

振込先銀行名	
本支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名（漢字）	
口座名（フリガナ）	

- ※ 1 支払いは口座振替によるものとする。
- ※ 2 保護者名義の口座情報を記入すること。

様式第 5 号

令和 年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

山梨県四川省青少年交流事業補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった山梨県四川省青少年交流事業補助金について、山梨県四川省青少年交流事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり確定しましたので通知します。

確定額	円
概算払済み額	円
精算払額	円
返納額	円

様式第 6 号

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所

氏名

保護者 住所

氏名

山梨県四川省青少年交流事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県四川省青少年交流事業補助金について、山梨県四川省青少年交流事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 ￥

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①－②＝③	今回概算請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払先情報

振込先銀行名	
本支店名	
預金種別	
口座番号	
口座名（漢字）	
口座名（フリガナ）	

- ※ 1 支払いは口座振替によるものとする。
※ 2 保護者名義の口座情報を記入すること。